令和７年度　第２回富山地方最低賃金審議会議事録

１．日　時　　令和７年７月 15 日（火）　10：00～：10:45
２．場　所　　富山労働局５階大会議室（会議室 501～503）
３．出席者

公益代表委員	柳原委員、両角委員、高木委員、吉田委員
労働者代表委員	石田委員、大森委員、黒川委員、本郷委員
使用者代表委員	寺山委員、広上委員、野中委員、森口委員、坂井委員
事　務　局	小島労働局長、倉重労働基準部長、 成田賃金室長、山田賃金室長補佐

４．議事次第
（１）富山県最低賃金の改正決定について（諮問）
（２）富山県最低賃金審議運営事項（案）について
（３）当面の審議日程（案）について
（４）最低賃金に関する基礎調査の実施について
（５）その他
５．資料
別添のとおり
６．議事内容
［山田賃金室長補佐］　それでは定刻となりましたので、令和７年度第２回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日は、公益代表委員の高倉委員、労働者代表委員の清野委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。
続きまして、資料№.１から６につきまして事務局から説明させていただきます。
第１回本審において公益代表委員の柳原委員が会長に、高倉委員が会長代理に選出されましたので、それを反映した審議会委員名簿を資料№.１として、また、同じく第１回本審において審議会運営規程が議決されましたので、施行日を追記した審議会運営規程を資料№.２としてお配りしています。
次に、委員へは既に連絡させていただいておりますが、第１回本審にて運営小委員会、特別小委員会の設置が議決され、労使代表委員からの推薦など手続きを経まして、運営小委員会委員は資料№.３、特別小委員会委員は資料№.４のとおり会長から指名されましたので改めて御報告いたします。
また、同じく第１回本審において両小委員会の運営規程が議決されましたので、施行日を追記した両小委員会の運営規程を資料№.５、№.６としてお配りしています。
それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の小島より御挨拶申し上げます。

［小島労働局長］　労働局長の小島でございます。委員の皆様には本日は御多忙の中、令和７年度第２回富山地方最低賃金審議会に御出席いただき、また、本審議会の円滑な運営に、御理解、御協力を賜り、心より感謝申し上げる次第であります。
なお、本日はこの後、御案内のとおり、私から、柳原会長様宛に富山県最低賃金の改正

決定につきまして諮問させていただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
さて、御承知のとおり、先週７月 11 日に、厚生労働大臣名により、令和７年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会に諮問が行われたところでありますが、今年度の最低賃金の改正に関する調査審議が、全国各地の地方最低賃金審議会でも始まっているところです。
これから、県内の最低賃金に関しまして調査審議していただきますが、県内の有効求人倍率をみますと、５月の受理地別の有効求人倍率は、全国平均の 1.24 倍を上回り、1.48 倍と全国順位では５番目となっておりまして、物価上昇等が雇用に与える影響に引き続き、注意する必要がありますが、県内の雇用情勢は、持ち直しの動きが続いているところです。
なお、地域別最低賃金に関しましては、申すまでもなく、地域における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の法定３要素を考慮して決定することとなりますが、県内の状況を見ますと、労働者の生計費に関連いたします消費者物価指数は全国的にも上昇し、賃金に関しましても大企業を中心に大幅な賃金アップが伝えられておりまして、この賃金引上げの流れを中小・小規模事業者に波及させるべく、労働局におきましても、業務改善助成金の活用などによる、賃金引上げのための支援に積極的に取り組んでいるところです。
また、先月６月 13 日に閣議決定されました、改訂版の新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、また、経済財政運営と改革の基本方針 2025 におきましても、政府全体の取組としまして、引き続き最低賃金の引上げが盛り込まれ、最低賃金につきましては、適切な価格転嫁と生産性向上の支援により影響を受ける、中小・小規模事業者の賃上げを後押しし、官民で最大限の取組を実施する旨の政府方針も示されておりますので、これら政府全体の取組や県内の賃上げ環境も踏まえました、調査審議をよろしくお願い申し上げます。
最後になりますが、各委員におかれましては、厳しい日程での審議となり大変御苦労をおかけいたしますが、今後、中央最低賃金審議会から答申されます目安額も参酌していただくなど、慎重かつ十分な御審議をお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。
それでは、本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

［山田賃金室長補佐］　それでは、柳原会長、審議会の進行、よろしくお願いいたします。

［柳原会長］　ただ今から令和７年度第２回富山地方最低賃金審議会の議事に入ります。
本日の会議につきましては、「公開」としておりますので、御承知おき願います。
また、審議につきましては、関係法令のほか、富山地方最低賃金審議会運営規程に基づいて進めて参りますので、よろしくお願いします。
それでは議事に入ります。議事１富山県最低賃金の改正決定について（諮問）につきまして、本日、諮問がなされるとのことでございますので、事務局からお願いします。

［山田賃金室長補佐］　それでは、ただ今より富山労働局長から、富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定

の場所まで御移動をお願いします。

［小島労働局長］　富山地方最低賃金審議会　会長　柳原佐智子　殿
富山県最低賃金の改正決定について（諮問）
最低賃金法第 12 条の規定に基づく、富山県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

（局長から会長に諮問文を手交）

［山田賃金室長補佐］　報道関係者の撮影は、ここまでとさせていただきます。
ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。
なお、お配りする諮問文には、参考に新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版などを抜粋したものも別添資料として添付しています。

（事務局は、諮問文（写）を各委員及び傍聴人に配付）

［柳原会長］　配付の諮問文の趣旨について、事務局から説明してください。

［成田賃金室長］　賃金室長の成田です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
今ほど富山労働局長から富山県最低賃金の改正諮問をさせていただきましたが、その趣旨につきましてお配りしております参考資料を御覧いただきながら、説明させていただきます。
まず、今ほど諮問文に参考として添付しております新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 いわゆる骨太の方針で、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施するとされている点にも御配意いただきまして、御審議のほどお願い致します。
このほか、参考資料１枚目に付けております最低賃金法第９条及び第 12 条に基づき、毎年、富山地方最低賃金審議会に、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力といった３つの要素を考慮した形で、調査審議をお願いしているところです。
こうした中、富山県の動向を見ますと、生計費に関連し、次の２ページを御覧ください。
６月 23 日に富山県が発表した、富山市消費者物価指数のうち持家の帰属家賃を除く総合指数は、赤枠で囲んでおりますが、下の方を見て頂くと最低賃金が改正された昨年 10 月以降、継続して前年同月比でプラス 2.1％から 4.3％の幅で推移している状況にあります。
次に、賃金情勢につきまして、次の３ページを御覧ください。６月 24 日に富山県が発表した毎月勤労統計調査によりますと事業所規模５人以上の所定内賃金は、上段の表、右下にあるとおり昨年 10 月以降、継続して前年同月比プラス 0.8％から 3.5％の幅で推移して

いる状況にあります。
　また、次の４ページを御覧ください。連合が発表した全国の春季生活闘争の最新の集計結果では、赤枠で囲んでおりますが、加重平均で 16,356 円、率にして 5.25％の賃金引上げとなっています。
　次の５ページの経団連が発表した全国の春季労使交渉の最新の集計結果においても、赤枠で囲んでいるとおり規模 500 人未満では加重平均で 11,826 円、率にして 4.35％の上昇が見られ、県内においても同様の状況にあります。
　次に、賃金支払い能力に関連して景気動向を見ますと、まず、次の６ページのとおり、今年５月の県内有効求人倍率は 1.48 倍と求人数が求職者数を上回る状況にあります。
　また、最後、７ページに付けております北陸財務局が６月 26 日に発表した北陸経済調査によれば、北陸の概況は、個人消費が緩やかに回復しつつある一方、生産は弱含みが見られますが、総括判断では昨年 11 月以降連続して緩やかに持ち直しているとしています。
　先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな持ち直しを支えることが期待されるものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクの高まりや、物価上昇による影響なども景気を下押しするリスクとなっており、また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要があるとしています。
　以上、物価上昇や賃金の引上げなどの動向につきまして概況を御説明しましたが、今後、県内における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力などを考慮いただき、慎重、かつ、十分な御審議をお願いいたします。
　趣旨説明は、以上です。

［柳原会長］　今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。
　労働者側いかがですか。

［労働者側代表委員］　特にありません。

［柳原会長］　使用者側はいかがですか。

［使用者側代表委員］　特にありません。

［柳原会長］　特に御意見等がないようですので、当審議会におきましては、諮問に基づき、地域の実情を踏まえ、また、最低賃金法の趣旨に従って慎重かつ十分に調査・審議を行いたいと考えます。
　それでは、議事２富山県最低賃金審議運営事項（案）について事務局から説明してください。

［成田賃金室長］　お手元に、資料№７として、富山県最低賃金審議運営事項（案）をお配りしております。内容は、例年のものと変更はございません。
　こちらでは富山県最低賃金改正決定の審議にあたり富山県最低賃金専門部会の構成、運営に関する事項を規定しています。

まず、専門部会の設置について説明いたします。

最低賃金法第 25 条第２項では、最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないと規定されています。

このため、諮問のありました富山県最低賃金の改正決定につきましては、富山県最低賃金専門部会を設置し、専門部会において審議を進めることとなります。

次に、審議運営事項（案）の内容について説明いたします。

記の１（１）のとおり、専門部会は公・労・使それぞれ３名の委員で構成します。

この委員につきましては、最低賃金審議会令により関係労働組合及び関係使用者団体から候補者の推薦を求めるとされているため、本日から７月 28 日（月）までの期間、推薦書等の提出を求める公示を行います。

記の１（２）のとおり、審議回数は初回を除き３回を目安に結論を出すこととし、（４）のとおり原則として午後５時以降は行いません。

記の２を御覧ください。参考人からの意見聴取に関して、最低賃金法施行規則第 11 条で、最低賃金改正決定の調査審議に当たっては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨、並びに、期日までに意見書を提出すべき旨を公示することとされています。記の２は、この規定に対応する内容となっています。

このため、関係労使からの意見聴取のため、本日から７月 28 日（月）までの期間、意見書の提出を求める公示を行います。

後ほど御確認いただければと思いますが、参考に資料№８として意見書の様式を付けております。

記の３を御覧ください。専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とするとしております。

今御覧いただいている資料№７を１枚めくると関係法令を抜粋した参考資料を添付しています。この参考資料の一番下に最低賃金審議会令第６条第５項を抜粋しておりますが、ここにあるとおり、専門部会の決議をもって審議会の決議とするには、あらかじめ本審議会で議決しておくことを要件としております。先ほど御覧いただいた審議運営事項（案）の記の３はこの規定を受けた内容となっています。

また、一番上、最低賃金法第４条を御覧ください。

第３項に最低賃金に含めない賃金について規定があり、第１号、第２号を根拠として最低賃金法施行規則第１条により結婚手当など臨時に支払われる賃金、賞与など１月をこえる期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日労働や深夜労働に対する割増賃金が除外されております。

第３号では、当該最低賃金において算入しないことを定める賃金とあり、地域ごとに設定することが可能となっています。

こちらについては、１枚戻りまして審議運営事項（案）の記の４を御覧ください。

こちらにあるとおり、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を最低賃金に含めないこととしています。

なお、この３つの手当てを除外することは、昭和 47 年に中央最低賃金審議会から示され、

現在、全国統一の扱いとなっております。
以上、審議運営事項（案）について一通り御説明いたしましたので、改めて御一読いただきますようお願いいたします。
事務局からは以上です。

［柳原会長］　今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

［労使各側代表委員］　特にありません。

［柳原会長］　事務局説明のとおり、（案）の記の３については本審議会での議決が必要とのことです。（案）のとおり専門部会において全会一致で議決した場合には、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすることといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

［労使各側代表委員］　異議なし。

［柳原会長］　このほかの事項も含め富山県最低賃金審議運営事項（案）につきましては原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

［労使各側代表委員］　異議なし。

［柳原会長］　それでは、富山県最低賃金審議運営事項につきましては、原案どおりといたします。
次に、議事３当面の審議日程（案）について事務局から説明してください。

［成田賃金室長］　当面の審議日程（案）について説明させていただきます。資料№.９を御覧ください。
事務局では、委員の負担も考慮した適正な審議日程に努めているところでございまして、すでに委員には日程について御了解をいただいているところですが、今一度、説明させていただきます。
資料№.９の１枚目を御覧ください。
次回、第３回本審は、７月 30 日（水）14 時から開催し、中央最低賃金審議会、略して中賃と呼びますが、中賃から示される金額改正の目安伝達のほか、労働経済等関係指標、最低賃金基礎調査結果などについて説明させていただく予定としております。
例年であれば、この頃には中賃から改正の目安額が答申されていますが、答申が遅れた場合は、本審での伝達は見送り、それ以外の労働経済等関係指標などの説明をさせていただきます。
なお、目安が示され次第、委員の皆さまへは事務局から別途報告させていただきます。
また、７月 30 日は、目安伝達の有無に関わらず、本審に引き続き、第１回専門部会を開催し、部会長等の選出、部会運営規程及び審議日程等について御審議いただきたいと考え

ております。
この後、専門部会につきましては、８月４日（月）に第２回、８月７日（木）に第３回、８月８日（金）に第４回の開催日程を組んでいます。
専門部会が８月８日までに結審した場合ですが、８月８日の専門部会後に第４回本審を設定しております。
専門部会において８月８日までに全会一致で結審した場合は、先ほど議決いただきましたとおり、専門部会の決議が審議会の決議となり、専門部会において答申を頂きますので、この日の本審では専門部会報告のみとなります。ただし、全会一致に至らなかった場合は、本審において改めて金額審議を行っていただき、できれば同日答申を頂きたいと考えております。
また、第４回本審では、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る諮問を予定しています。
なお、この諮問を受けまして、８月 22 日（金）に必要性の有無を審議する特別小委員会を開催する予定です。
８月８日の本審で地域別最低賃金改正の答申を頂いた場合は、８月 25 日(月)までの間、異議の申出を受け付け、その翌日８月 26 日（火）10 時に第５回本審を設定しております。異議申出があった場合は、この本審で異議の取扱いについて審議の上、答申を頂きたいと存じます。
併せて、第５回本審では、特定最低賃金改正の必要性について答申を頂き、改正の必要ありとの答申であれば、それを受けて、特定最低賃金の改正決定について諮問を行う予定としております。
なお、専門部会が８月８日に結審しなかった場合の予備日として８月 18 日（月）を確保しており、ここで結審した場合は、引き続き第４回本審を開催したいと存じます。
答申が８月 18 日となった場合は、異議申出期間も繰延べられるため、第５回本審も予備日の９月３日（水）に繰延べさせていただきたいと考えております。
８月 18 日にも答申いただけない場合は、別途日程調整させていただきます。
次に答申日ごとの効力発生日について説明いたします。
資料№.９の２枚目、参考としてお付けしております令和７年度答申日別最短効力発生日一覧表を御覧ください。最低賃金は、答申、異議申出、その後の本審を経て官報公示から 30 日後に発効します。
これを法定発効と言いますが、今年度につきましては、８月８日答申となりますと、右にずれて法定発効日が最短で 10 月４日となります。
また、予備日を使い８月 18 日答申となりますと、最短で 10 月 12 日の発効となります。
委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また、大変暑い時期ではございますが、何とぞ御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
以上です。

［柳原会長］　今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

［労使各側代表委員］　特にありません。

［柳原会長］　特に御意見等がないようですので、地域別最低賃金の改正を中心とする当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

［労使各側代表委員］　異議なし。

［柳原会長］　御異議はないようでございますので、当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたします。委員の皆様には御協力をお願いします。

続きまして、議事４最低賃金に関する基礎調査の実施について事務局から説明してください。

［成田賃金室長］　今年度の最低賃金に関する基礎調査の実施につきまして説明いたします。

資料№10 の最低賃金に関する基礎調査計画を御覧ください。

調査計画の各項目、内容はほぼ例年どおりとなっております。

１の調査の目的につきましては、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、とりわけ中小零細事業所の労働者の賃金の実態を把握することを目的としております。

当審議会におきましては、主に賃金の分布や、最低賃金改正の影響率を把握するために利用しています。

２の調査対象の範囲につきましては、全国の事業所を対象とし、その規模は（２）のア、イの製造業と情報通信業のうち新聞業、出版業は常用労働者 100 人未満、ウからクの卸売業，小売業からサービス業までは 30 人未満の事業所としております。

ただし、百貨店、総合スーパーマーケットにつきましては、特定最低賃金が設定されている関係上、50 人以上の事業所としております。いずれも従来と変更はありません。

３の報告を求める個人又は法人その他の団体につきましては、富山県における地域別最低賃金のための調査対象は、（１）アの３行目、カッコ内にあるとおり 1,335 事業所、特定最低賃金のための調査対象は、同じくイの３行目にあるとおり 544 事業所で、合計は資料に記載していませんが 1,879 事業所となっております。事業所の選定は、産業、規模別のまとまりから無作為に抽出する層化無作為抽出という方法で行っております。

対象事業所数は、厚生労働省が設定する標準誤差の範囲内で、厚生労働省から示される数となっており、毎年、若干数値が異なります。

４の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間につきまして、調査事項は、（１）のア及び、資料めくりまして、イに示す各項目、基準となる期日は、（２）のとおり令和７年６月１日現在としております。

５は省略いたしまして、６の報告を求める期間につきまして、調査は１年周期とし、調査の実施期間は令和７年５月中旬から６月上旬までと設定しております。

提出期限について記載はありませんが、今年度は６月 10 日を提出期限としており、現在、督促並びに記載漏れ等の精査・確認作業を進めています。

なお、期日以降に提出のあったものにつきましても、精度向上のため、可能な限り集計

に加えることとしております。
資料めくりまして３ページ、７の集計事項は資料記載の第１表から第４表までの形で集計します。
その結果は、８（１）の公表の方法のとおり、厚生労働省ホームページで公表することとしております。
なお、（２）のとおり、公表の期日は翌年６月としていますが、それに先立ち、本審議会へ資料として提出させていただく予定としております。
９の使用する統計基準につきましては、日本標準産業分類によることとしております。
最後に、10 のその他ですが、富山県における統計に必要な回答数は、地域別最低賃金が730 事業所、特定最低賃金は各産業合計で 382 事業所となっております。
明細区分、つまり集計する業種区分は資料別添のとおりです。
なお、この調査のほか、厚生労働省において常用労働者 30 人未満の企業に対して賃金改定状況調査を実施しておりまして、集計結果のうち前年からの賃金上昇率を集計した第４表を、本審議会へ資料として提出させていただく予定としております。
説明は以上です。

［柳原会長］　今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

［労使各側代表委員］　特にありません。

［柳原会長］　特になければ、議事５その他ですが、何かございますか。

［労使各側代表委員］　ありません。

［柳原会長］　事務局から連絡事項等ございましたら、お願いします。

［山田賃金室長補佐］　事務局から２点ございます。
１点目ですが、議事の中でも御説明いたしましたが、本日、富山県最低賃金専門部会の労使委員候補者の推薦を求める公示、最低賃金改正決定の調査審議に当たって関係労使の意見を求める公示を行います。
公示期間は、いずれも７月 28 日（月）までといたします。
２点目ですが、次回、第３回本審は、令和７年７月 30 日（水）午後２時から、こちらの会議室で開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしくお願いします。以上です。

［柳原会長］　以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。
ここまでの議事に関連して、御意見や御質問はございますでしょうか。

［労使各側代表委員］　ありません。

［柳原会長］　特になければ、最後に議事録確認担当委員についてです。

本日の会議の議事録確認担当委員につきましては、私のほか、
労働者代表委員からは、大森委員
使用者代表委員からは、広上委員
のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

［労使各側代表委員］　異議なし。

［柳原会長］　それでは、本日の審議を終了させていただきます。お疲れ様でした。